



かながわ湘南西



障福ナビだより

令和3年5月31日 第113号

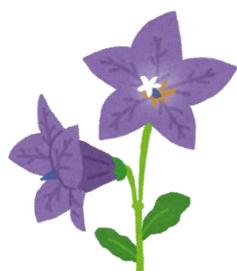
社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

令和3年度湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター (かながわ湘南西障福ナビ) 活動予定について

昨年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止を背景に、神奈川県の基本方針を踏まえ神奈川県とご相談の上、当センターが事務局を努める会議のほとんどをWeb開催（一部書面・対面開催もあり）としました。今年度については、昨年同様の回数でWebを中心に会議を開催することで神奈川県と調整しました。各会議の開催予定は次の通りです。

- 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
 - 第1回 令和3年7月28日（水）14：00～16：00 【Web開催】
 - 第2回 令和4年2月16日（水）14：00～16：00 【Web開催】
- 湘南西部圏域相談支援ネットワーク会議
 - 第1回 令和3年6月11日（金）10：00～12：00 【Web開催】
 - 第2回 調整中
- 湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク会議（湘南西部圏域重心・医療的ケア支援ネットワーク）
 - 第1回 令和3年9月10日（金）10：00～12：00 【Web開催】
 - 第2回 令和4年1月14日（金）10：00～12：00 【Web開催】
 - ◇ 医療機関懇談会及び事業所情報交換会は、医療機関の業務のひっ迫状況、50名規模で安全にグループワークを開催できる環境確保の困難さから、昨年度に引き続き、中止いたします。ご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。



昨年度の神奈川県障害者自立支援協議会は2度書面で開催されましたが、今年度は対面での会議開催に向けて調整されています。同様に、地域協議会でも昨年度の経過を踏まえて書面開催から対面への切り替えを検討している地域もあるようです。新年度に入って既に新たな取り組みが始まっている圏域内の地域は複数ありますが、かながわ湘南西障福ナビでは、会議などの諸活動を通じて、地域の現状や取り組みを共有し、今後について皆さまとご一緒に考える機会を作りたいと考えています。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

相談支援専門員向けに

「支援困難事例に関する対応事例集」が発行されました



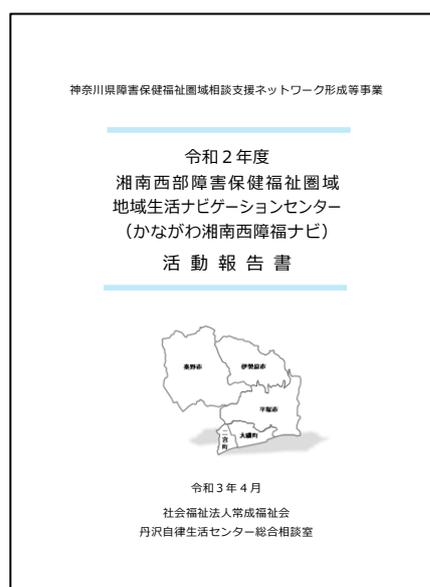
令和元年～2年にかけて、神奈川県相談支援体制充実強化事業により、神奈川県域（5圏域）で事例検討会が開催されました。そこで拵がったのは、直接支援に携わる支援者と相談支援専門員が対応に苦慮している事例でしたが、事例研究会（座長：神奈川県立保健福祉大 岸川氏、メンバー：神奈川県、5圏域の地域生活ナビゲーションセンター）では、それらを通じて支援困難の意味や相談支援・対人援助の価値と役割などについて意見交換を重ねました。そして、事例からの学び（障害特性の理解を基にした見立て、アセスメントのポイントなど）を共有し、現場で奮闘する相談支援専門員の方々を支えることを目的として、令和3年3月に事例集が発行されました。市町村経由で既に神奈川県域のすべての相談支援事業所に配布されています。

“Ⅲおわりに 相談支援専門員の皆様へ”では、5圏域の地域生活ナビゲーションセンターから直接お伝えしたいメッセージを掲載しています。データファイルをご希望の方は、「神奈川県 相談支援体制の充実のために」で検索し、神奈川県の該当ホームページからダウンロードしてご利用ください。



「令和2年度湘南西部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター（かながわ湘南西障福ナビ） 活動報告書」を発行しました

かながわ湘南西障福ナビでは、毎年活動報告書を発行しており、協力いただいている機関にお配りしています。この活動報告書では、湘南西部圏域自立支援協議会、湘南西部圏域相談支援ネットワーク、湘南西部圏域重心・医療的ケア支援ネットワークを中心に、その活動や協議の内容を、一部資料も交えて報告しています。会議では、様々な地域課題の捉え方やアプローチの報告もあるため、そういったすばらしい実践を広く共有することと、更に様々な機関と連携を深めることが発行の目的です。かながわ湘南西障福ナビのホームページ（<https://jousei.or.jp/navi/>）の活動報告書欄に掲載されていますので、ご覧いただければ幸いです。



【あとがき】職員の異動により、当事業所では4月からかながわ湘南西障福ナビの体制を新たにしましたので、どうぞよろしくお願いたします。連日新型コロナウイルスについて報道されていますが、接種が進み、皆様と顔を合わせて意見交換できる日が来ることを心待ちにしています。



かながわ湘南西 障福ナビだより



令和 3 年 7 月 30 日 第 114 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

平塚市障がい者自立支援協議会こども部会 医療的ケア児支援分科会 保護者座談会 参加報告

医療的ケア児支援法の令和3年9月の施行を控え、医療的ケア児への支援がより注目を集めています。令和5年度末までに、各地域で「保健・医療・障害福祉・保育・教育との関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」こととされていますが、平塚市は“障害児の機能訓練に関する協議の場”として以前からそれが設置されていた県内でも珍しい地域です。平成30年度には、保護者の代表者4名も加わり、平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会として再編されました。



昨年からのコロナ禍により、圏域内市町協議会とその部会では、どこも思うように活動ができない状況が続いていますが、医療的ケア児支援分科会では、保護者からの提案もあり、7月14日（水）に平塚市役所で保護者座談会が対面で開催されました。そこでは、保護者が日頃から感じている事柄について、自由に意見交換・情報交換が行われました。保育園の利用、災害対応等、いくつか話題が挙がりましたが、レスパイト関連では、

- 1週間のレスパイト利用中に、4回も病院に足を運ばなければならなかった。
- 1週間分の多量の荷物の準備が負担で、利用をためらってしまう。3か月前の予約が必要なところもあり、利用しづらい。
- 汚れてしまうので、一日3着の計算で、パジャマを21着用意した。でも、1週間も洗わないとカビが生えてしまう ⇒夜逃げみたいだね（笑）（他の保護者より）
- お願いして利用させていただいているので、物を言いづらい立場ではある。

といったお話がありました。今後に向けては、“座談会で話してすっきりするだけではなく、それを解決したい”、“これからも大変だと思うことを発信したい”、“専門家に私たちの困りを理解していただくために、写真などを活用して視覚的に生活実態を伝えていく工夫が必要だ”など、力強い意見が挙がりました。当事者の方々の困り感を丁寧に共有するところからスタートし、地域課題を整理して皆で考える、というこの取り組みが、明日を変えていく大きな原動力になると強く感じた座談会でした。

伊勢原市医療的ケア支援事業 始まる

平成30年度 伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会 第2回相談支援部会で開催した事例検討会（かながわ湘南西障福ナビと合同開催）で、行動障害があり医療的ケアを必要とする方の事例が報告されました。事例提供者の相談支援専門員は、厳しい環境下で生活する当事者・ご家族を目の当たりにしながらも、支援の方策が見つからず大変苦労されていました。検討の結果、残された可能性が整理され、これから取り組める新たな支援の方向性を見出し終了しました。ただ、医療的ケアを提供できる事業所は決して多くはない上に、行動障害の方の支援の専門性が必要となると、利用できる事業所を見つけることは市外も含めて至難の業であり、地域に必要な資源がないことは明らかでした。そのため、この事例は、平成30年度第1回伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会（及びH30第1回湘南西部圏域自立支援協議会）で地域課題として報告され、看護師を施設等に派遣するなど、現実的な解決策の研究について伊勢原市から説明がありました。

そして、令和3年4月、医療的ケアを必要とする人のサービス利用等を促進し、地域での自立生活の基盤の形成と負担軽減を目的に、看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校等に看護師を派遣し、医療的ケアの支援を行う事業として、「伊勢原市医療的ケア支援事業」が開始されました。本事業は、医療的ケア児のみならず成人も対象であり、今後の活用によって、医療的ケアを必要とする方の社会参加の促進にも期待が集まります。

令和3年度第1回湘南西部圏域自立支援協議会 開催

令和3年7月28日（水）にZoom ミーティングを利用して開催しました。報告事項の圏域内各市町・市町協議会の今年度の取り組み予定では、重層的支援体制整備事業に関連する取り組みが報告されました。「地域共生支援センター」（秦野市）、「ことわらない相談窓口」（二宮町）は今年度から既に開始している事業で、今後の展開に大きな注目が集まります。医療的ケアについては、本誌1面（平塚市）、2面上段（伊勢原市）の内容の報告以外にも、医療的ケア児等コーディネーターに関連して、医療的ケア児支援者情報交換会（秦野市）、コーディネーターの配置に関する協議（伊勢原市）の報告がありました。その他では、日中サービス支援型共同生活援助事業所の新設に伴う、市町協議会で意見聴取の場を持つことについて課題提起があり、障害福祉計画との関連で議論し整理される必要があることを共有できました。協議事項の新型コロナウイルスへの対策では、各市町の64歳以下の障害のある人へのワクチン接種状況と在宅障害者のワクチン接種に伴う困りごとの情報などについて、また、ワクチン接種後の支援のあり方については、「ワクチン接種後の高齢者施設等における当面の感染予防対策について」（神奈川県高齢福祉課発出）の基本的な考え方を共有することができました。次回会議は令和4年2月を予定していますが、ワクチン接種後の感染状況次第で、対面開催を検討する予定です。



【あとがき】 いよいよ、オリンピックがスタートしました。チケットが当選した同僚を羨ましがっていた頃が懐かしいです。新型コロナの感染状況や緊急事態宣言など気にかかりますが、死闘を繰り広げるアスリートをテレビで観ていると、思わず応援してしまいます。がんばれ！ニッポン！



かながわ湘南西 障福ナビだより



令和 3 年 9 月 30 日 第 115 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第 1 回湘南西部圏域 重心・医療的ケア支援 NW 開催報告



令和 3 年 9 月 10 日（金）に Zoom で開催しました。圏域内では、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討が始まっていますが、今後の本格的な議論に向けて、神奈川県障害福祉課、医療課から、最新情報も含めたその現状について説明いただきました。モデル地域である横須賀・三浦圏域の「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」で協議されている、医療的ケア児等コーディネーターの果たす地域での役割、担う業務、構築される相談受付体制など、大変参考となる貴重な情報でした。

今年 7 月 3 日、8 月 14 日の大雨では、圏域内市町でも警戒レベル 4 避難指示が複数箇所が発令され、緊張が走りました。災害に関する議題では、当事者・ご家族から、“災害発生時に自宅に近い福祉避難所を利用できるか”という質問や、“一次避難所はベッドが無いとおむつ交換できない可能性があるため避難先として利用しづらい”といった意見が挙がりました。それに対し行政からは、一次避難所開設から福祉避難所開設までに通常であれば概ね 4 日程かかる現状の説明がありました。昨今の大雨災害リスクとそれによる避難指示発令の可能性を考えると、医療的ケアを必要とする方が安心して避難できる（静養場所や電源が確保された）避難所をタイムリーに利用できる環境を整えることは、喫緊の課題であることを共有しています。個別事例では、“地域の自治会長さんの協力で人工呼吸器を使用する方の避難訓練を計画していたが新型コロナの影響で実施できていない”ことや、“大雨で人工呼吸器を使用する方の自宅付近が浸水し始めたため、自宅 2 階への避難の援助を救急に依頼したが、水が引き始めたので避難せずに済んだ”ことが報告されました。災害に備えるため、まずは主治医に電源確保も含めて相談するところから始めたほうが良いという意見が挙がっています。電源確保に関しては、神奈川県の近隣都県（東京都、千葉県、茨城県、静岡県）の一部の地域で、人工呼吸器を使用している方の日常生活用具として、令和 2 年以降、正弦波インバーター発電機等の支給が始まっていることを事務局から報告しています。

そのほか、ケア付き通学支援の進捗、短期入所事業所の令和 2 年度実績と現状・課題、コロナ禍での医療的ケア児者ご家族の健康状態に関するアンケート調査結果、ネットワーク名称変更案について報告、意見・情報交換しています。

第6期神奈川県障がい福祉計画について

第6期の計画期間は、国が一律に令和3年度から5年度までと定めています。神奈川県では、新型コロナウイルスの影響等を踏まえて策定を1年延期し、令和5年度末までの目標を令和3年度末までに策定することになっています。国の基本指針を踏まえつつ、神奈川県が独自に推進する「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」などをどのように計画に盛り込んでいくのかがポイントになります。



この点に関しては、令和3年6月及び9月に開催された「神奈川県障害者施策審議会」では、“当事者団体もきちんと一緒になって、この話を進めていってほしい”などの意見を踏まえて、骨子案が検討されているところです。また、令和3年7月に書面開催された、「第30回神奈川県障害者自立支援協議会」では、計画に対する意見が聴取され、8月以降は各圏域協議会に対しても追加して意見を聴取しています。なお、令和3年7月から「当事者目線の障害福祉に係る将来展望委員会」が開催されており、10月の第5回会議では、中間報告のとりまとめが行われる予定です。そしてこれらを踏まえ、令和3年11月に開催される「神奈川県障害者施策審議会」において、第6期神奈川県障がい福祉計画の素案が報告される見込みです。本紙で触れた会議については、神奈川県のホームページに議事録や会議資料が掲載されています。どれも大変参考になる資料ですので、ご自身で確認してみることをお勧めします。

「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”とは？



本誌1面の記事で取り上げた会議において、「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”には、成人も含まれるのかという質問が挙がりました。それを受け、神奈川県障害福祉課から、厚生労働省に確認した結果として、以下の回答をいただきました。

医療的ケア児等総合支援事業実施要綱の1事業の目的に示される、「人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児」が「医療的ケア児等」となる。

厳密に言えばこの定義に該当するが、一律に18歳を境に支援を途切れさせることは望ましいとは考えない。このため、定義上18歳までが支援範囲ではあるが、18歳以降も必要に応じて対応いただきたいという趣旨でご理解いただきたい。

医療的ケア児の方々への支援体制が整うことで、医療的ケアを必要とする成人の方々へも、様々な波及効果が期待されます。



かながわ湘南西 障福ナビだより

令和3年11月30日 第116号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

宣言解除後の湘南西部圏域内市町協議会等の動きについて

9月末の緊急事態宣言解除後から感染者がある程度抑えられて推移していることから、圏域内でも感染対策を講じながら、様々な活動が対面開催を中心に再開しています。

平塚市障がい者自立支援協議会では、8月上旬から感染の急拡大を受けて会議を見合わせていましたが、10月以降は、身体障がい者支援分科会、精神障がい者支援分科会、医療的ケア児分科会などが開催され、12月には企画運営部会、本会議（書面）、1月には就労支援部会によるセミナー（裏面参照）が予定されています。秦野市障害者支援委員会は、同様に感染の急拡大を受けて8月の会議を中止しましたが、10月以降は各部門の活動が再開し、11月には本会議を開催しました。この会議では、こども部門の下に、障害児通所支援事業所連絡会、医療的ケア児支援者連絡会が設置されることが承認されました。後者は、圏域内の市町協議会に紐づく医療的ケア児に特化した会議体としては、平塚市に続き、2つ目になります。伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会では、昨年度 Zoom を導入し各会議で活用されていることから、年度当初に予定された会議が概ね予定通りに開催されています。12月には医療的ケア児者等支援検討会議（Web）が予定されており、前述の秦野市同様新たな会議体が発足すると言えますが、他の地域とは違い、“者（成人）”も含まれる点に特徴があります。二宮町・大磯町障害者自立支援協議会は、11月から両町単独での拡大部会をそれぞれ開催しています。協議会以外も同様で、保健福祉事務所、養護学校などで地域関係者との各種会議が開催されています。神奈川県障害者自立支援協議会のご担当者からは、当圏域外でも様々な会議が一斉に動き

出しているとの話を伺いました。コロナ感染の第6波がいずれ発生すると懸念される中で、今のうちに必要な取り組みを進めるべく各機関が努力されている表れだと言えます。

当圏域自立支援協議会では、年度当初からほぼ全ての会議を Web で開催する予定であり、現在の感染の推移を受けて、相談支援／重心・医療的ケアの2つのネットワーク会議の対面開催を検討しましたが、現状では断念しました。第2回圏域自立支援協議会については、年末までに判断する予定です。



相談支援体制の充実強化と第6期障害福祉計画

第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の基本指針には、新たな項目が追加されており、そのうちの1つに「相談支援体制の充実・強化等」があります。その成果目標は、「令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する」

であり、活動指標は

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
- ④地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施

です。

本紙第115号でお伝えした通り、第6期神奈川県障がい福祉計画は、間もなく素案が示される予定です。12月初めに開催予定の神奈川県障害者自立支援協議会（書面開催）では、委員に対して素案への意見聴取が行われる見込みで、当圏域協議会でも委員の方々へ素案をお示しし、改めて意見を募る予定です。また更に、この素案の“相談支援体制の充実・強化等”の項目については、12月8日に開催する湘南西部圏域相談支援NW会議の中で意見交換し、当圏域自立支援協議会からの意見と併せて神奈川県に報告する予定です。圏域内市町に目を移すと、現在平塚市と秦野市が第6期障害福祉計画を策定中で、伊勢原市、大磯町、二宮町は昨年度に策定済みです。そこで、前述の相談支援NW会議では、それぞれの地域の障害福祉計画における“相談支援体制の充実・強化等”の施策実施に向けて、まずは現状の相談支援体制上の課題について共有し、意見交換を行う予定です。相談支援専門員があまり増えない（圏域内市町では微増もしくは横ばい）中で、相談支援体制の充実強化が決して容易ではないことは明らかですが、意見交換によって私たちの努力の方向性を見出したいと考えています。

研修のお知らせ

2022

障がい者就労支援セミナー

日時：令和4年1月31日（月）14:00-16:00 / 場所：平塚市保健センター 2F 講堂

主催：平塚市障がい者自立支援協議会・就労支援部会、障がい者就業・生活支援センター サンシティ

内容：近年、企業において障がいのある方を雇用する取り組みが進んでいます。そのような中でどのように雇用をしたらよいのか、雇用管理はどうすればよいのか迷われている企業様は多いと思います。そこでこの度、障害のある方を積極的に戦力として雇用されている「特別養護老人ホームローズヒル東八幡」施設長と職員の方を講師にお招きして、事例を含めて取り組みをご紹介いただくこととなりました。企業の方だけではなく、支援者の方、当事者の方にとっても参考となること間違いなしです。是非奮ってご参加ください。

申し込み：近日中に配布されるチラシの裏面に必要事項を記入してFAXでお申込みください。チラシの入手に関する問い合わせは、平塚市障がい福祉課、または、サンシティまで。

【あとがき】本紙第115号（前号）1面の「第1回湘南西部圏域 重心・医療的ケア支援NW開催報告」の記事の中で、近隣都県で人工呼吸器を使用している方へ日常生活用具として発電機の支給が始まっていることをお伝えしましたが、神奈川県においても厚木市が令和3年4月1日から、人工呼吸器用自家発電機、人工呼吸器用外部バッテリーの支給を開始したとの情報をお寄せいただきました。医療的ケアが必要な方の災害対策では課題が山積していますが、この様な優れた取り組みを今後も紙面で共有させていただきます。



かながわ湘南西

障福ナビだより



令和 4 年 1 月 31 日 第 117 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第 2 回 圏域相談支援ネットワーク会議 開催

令和 3 年 12 月 8 日(水)に第 2 回会議を Web 開催しました。

前号でもお伝えした通り、障害福祉計画の基本指針に“相談支援体制の充実・強化等”が新たに追加され、全国的に取り組むべき課題として明示されたことを受けて、現在策定中(一部策定済み)の神奈川県、圏域内市町の計画内容を踏まえつつ、改めて地域課題と捉え直して意見交換しました。現状認識では、「相談支援事業所、相談支援専門員が増えておらず、不足している」、「地域内に新規計画相談に応じる余力がない」、「新規の計画相談ケースに委託相談支援事業所がやむなく対応している



が、状況が落ち着いてからも特定相談支援事業所へ引き継げず、数が増え続けて業務を圧迫している」という点が、ほぼ共通していました。それらを背景に、「計画やモニタリングに追われる中で、意思決定支援の全県展開が正直不安だ」という声も聞かれました。

今後の対策では、相談支援事業所、相談支援専門員を増やすためのアイデアとして、

- ① 障害児者のサービス提供事業所の事業申請を受ける際に、市町行政が相談支援事業所開設を勧奨する。(圏域内で相談支援事業所の開所につながった事例が複数あり)
- ② 小規模で優良な相談支援事業所の経営基盤を強化するため、複数事業所の協働体制を促進し、機能強化型サービス利用支援費の取得を可能とする(ただし、地域生活支援拠点に位置づけることが必要)。そのために、市町部会等で説明の機会を設ける。
- ③ 報酬改定の内容理解が不十分な可能性もあるため、既存のわかりやすい資料を活用するなどして、普及啓発に努め、相談支援事業所が加算などを取得しやすくする。
- ④ 負担軽減によって本来業務へ集中できる環境を作ることを目的に、障害支援区分認定調査の相談支援事業所以外への委託を検討する。
- ⑤ 相談支援従事者初任者研修の就業率が高い地域に、申し込み追加枠を設定し、就業予定の人を拾い上げ易くする。

など、複数の意見があがりました。会議終了後にそれらを取りまとめ、ネットワーク内で共有しています。必要なものについては、神奈川県障害者自立支援協議会(書面開催)への回答書で第 6 期神奈川県障がい福祉計画(改定素案)への意見として報告しました。

第2回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議 開催

令和4年1月14日（金）に、第2回会議をWeb開催しました。本ネットワークの正式名称「重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク」は、平成23年度にスタートして以来変わらずに用いてきた愛着のある名称ですが、“もう少し短い方が覚えやすい”というご意見や、昨今の医療的ケア児への注目が集まる一方で、成人の方も本ネットワークの支援対象であることの明示が必要であることから、第1回会議から検討を開始し、今回会議で3つの候補の中から決定しました。

新しい正式名称は、「重心・医療的ケア児者支援ネットワーク」です。本記事のタイトルでも使っている略称に“児者”をいれたものが正式名称として採用されました。来年度から使用開始しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他の議題では、神奈川県医療課、障害福祉課から、横須賀三浦圏域での医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議での検討結果を報告いただきました。また、それを受けて、圏域内市町からも同様に検討状況を報告いただき、令和5年度頃からの配置を目標に掲げている地域が多いことがわかりました。サービス提供事業所からは、近くに養護学校卒業後の通所先がなく、遠いことを承知で他圏域から通所を希望する医療的ケアを必要とするお子さん・ご家族が増えており、来年度で受入れ枠がいっぱいになると報告がありました。これについては、当圏域だけでは解決できない広域の課題であることから、事務局が他圏域と課題を共有していくことになりました。その他、保護者の方からの当事者としての大切な役割についての発信、あんしんネット（ソーレ平塚）での医療的ケアを必要とする方の年末年始の緊急短期入所受入れや平塚養護学校の肢体不自由教育部門 進路に関わる連絡会の報告など、コロナ禍でも熱のこもった各機関からの実践報告が続きました。これだけの方が真摯に取り組んでいることを改めて実感し、力を分けていただいた気持ちになりました。

令和3年度 専門コース別研修「権利擁護」 虐待リスクとその対応を考える



日時：令和4年2月28日（月）9:30～17:30

方法：ZOOMによるオンライン

主催：特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（KCN）

内容：相談支援専門員として、日々利用者の地域生活を支援する中で、無意識に利用者の権利を侵害している可能性があります。神奈川県における権利擁護の取り組みや、障害のある方の侵害されやすい権利について学びを深め、虐待につながる芽を摘む視点、その対応について講義と演習で学びを深めます。

講師：行實志都子氏 / 受講費：2000円

申し込み：KCN ホームページからチラシ及び申込用紙をダウンロードして記入し、初任者研修修了証又は現任研修を修了している方は最新の現任研修修了証のコピーを添付して郵送（郵送のみの受付）。※切：令和4年2月14日（月）17時必着、詳細はチラシ参照。

【あしがき】当法人ホームページで既にお伝えしていますが、1月24日（月）に丹沢レジデンシャルホーム（生活介護・施設入所支援）、花鳥地域生活支援センター（居宅介護）職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されました。現在、平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県、秦野市にご指導を賜りながら、感染拡大防止に努めております。当法人の事業所及び施設をご利用されている皆さま、ご家族様、関係機関の皆様方に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。今後の経過につきましては、ホームページにてご報告させていただきます。



かながわ湘南西

障福ナビだより



令和 4 年 3 月 31 日 第 118 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第 2 回湘南西部圏域自立支援協議会 Web 開催

令和 4 年 2 月 16 日（水）に第 2 回協議会を Web で開催しました。各機関から今年度の振り返りと来年度の予定について、報告いただいています。

平塚市では、特別支援学校とありがとう運営協議会が中心となって、生徒と保護者を対象に、対面で福祉事業所合同説明会を開催してきました。現在は、秦野市、伊勢原市でも同様の取り組みが実施されています。今年度はコロナ禍のため事業所紹介を YouTube で限定配信しましたが、コンテンツを有効活用し、積極的に情報を発信するため、平塚市役所本館 1 階の福祉ショップありがとうの店頭に液晶モニターを設置し、就



労に向けての取り組みなど、生き生きとした障害当事者の方々の活動の様子を映し出しています。伊勢原市では、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の就労支援部会において、産業能率大学柴田ゼミとインターンシップ協定を結び、学生が事業所を訪問し、事業所紹介動画を作成しました。協議会ではその一部を上映いただいています。

地域生活支援拠点は、少しずつ整備が進んでいます。秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」では、令和 4 年度から、緊急時受け入れを希望する障害者（登録制）に対して、休日夜間を問わず電話による相談対応をおこないます。電話を受けた「ぱれっと・はだの」のコーディネーターは、事前に登録した短期入所先と緊急受け入れに向けた各種調整を開始します。圏域全体では、事前に登録した医療的ケアのある方を対象に緊急時の受け入れを行う機関として、あんしんネット【ソーレ平塚】があります（令和 3 年度はほぼ毎日夜間看護師配置実績あり）。神奈川県は、市町での地域生活支援拠点の整備が進む中であんしんネット事業の見直しを進めており、令和 4 年度から委託費が減額となります。そのため、今後の圏域内での医療的ケアのある方の緊急時の受け入れ体制について、早急に見直しをつける必要があることを本会議で共有しています。その他、二宮町からは高齢介護課の「ことわらない相談窓口」において毎月 100 件近い相談が寄せられていること、秦野市社会福祉協議会からは農福連携の実績を報告いただきました。

令和 4 年度に向けては、大磯町をはじめとする行政から、障害者計画の策定に向けたアンケート調査実施、伊勢原市からは児童に続いて、身体、知的分野の委託相談支援事業の開始についてアナウンスがありました。

令和3年度 施設入所中児童の地域移行にかかる連絡会議



令和4年2月21日に平塚児童相談所が主催でWeb開催されました。参加者は、圏域内市町行政5か所、特別支援学校3校、委託相談支援事業所3か所、ナビ、県障害サービス課です。

施設入所中の児童が特別支援学校高等部を卒業する際に、障害児入所施設を退所して新しい生活の場に移る必要があります。これは、平成24年の児童福祉法改正によって、18歳以上の障害者については、障害者施策で対応することが明確

化されたことに起因しています。ただ、現に入所している方が退所させられることが無いよう、みなし規定を設け、平成29年、令和2年にそれを延長してきました。結果として移行支援は十分に進まず、多くの方が障害児入所施設に留まっていることが全国的な課題になっています。

神奈川県では、対象児童の高校2年生1学期を目安に児童相談所から援護の実施市町村に福祉事務所通知が発出され、移行支援がスタートします。本会議は、平成28年から年に1回程度開催されており、今回は以下の意見が挙がりました。

- 福祉事務所通知が届いてから認定調査を始めるが、その時点で「初めまして」の挨拶をして、情報が十分揃わないまま時間が経過していくことがある。(市町行政)
- 移行先が見つからないまま施設を退所し、やむなく精神科病院で受け入れてもらい、現在も施設を探している方がいるが、加齢児にはカウントされていない。(市町行政)
- コロナ禍で滞っている。本人の意向確認が大切だ。(委託相談支援事業所)
- 強度行動障害のある方の移行支援は難しい。県立施設の役割発揮に期待したい。(委託相談支援事業所)
- 支援の受け皿がないという現実がある。グループホームは沢山出来ているが、支援の質が伴っていないところも見られる。(委託相談支援事業所) …など

県障害サービス課からは、以下の説明がありました。

- 国は令和3年1月～7月に「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、8月の報告書では、都道府県による新たな移行調整の枠組みとして、都道府県を責任主体として協議の場を設けること、成人サービスへの移行が困難なケースについては、児童相談所、相談支援事業所、障害児入所施設等の協力の下で移行調整を進める（移行先がある程度決まってきた段階で、移行後の支給決定主体（市町村）へ引き継ぐ）ことなどが示された。
- 神奈川県においては、県主催でこの協議の場のキックオフ会議を年度内に開催し、来年度からは定期的で開催し議論する。障害児施設だけで議論するのではなく、成人サービスでどう受け止めるのかといった広い議論が必要。また、グループホームは設置促進により整備が進んだが、地域移行者は増えていないことから、どうすれば重度の方が利用できるのか研究していきたい。

来年度から新たな協議の場での議論が始まることで、対象となる方を中心とした支援が更に深まることが期待されます。当圏域内での新たな動きなどがあれば、本紙でも引き続き報告します。

【あとがき】医療的ケアを必要とする方の災害への備えは電源確保が大きな壁です。バッテリー等は高額で一般家庭が準備するのは容易ではありません。大磯町では、町として災害対策を進める際に、福祉避難所において医療的ケア等を必要とする方を意識したソーラーバッテリーを購入しました。